第七条第一項の表都道府県の項第十二号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(9)	平成二十一年度臨時財政対策債	

第七条第一項の表市町村の項第六号を次のように改める。

六　補正予算債還付費	(1)	昭和六十一年度補正予算債	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度までにおいて国の補正予算等に係る財源事業に充てるために発行をした地方債に係る元利償還金
	(2)	昭和六十二年度補正予算債	
	(3)	平成四年度補正予算債	平成十一年度から平成十四年度までの各年度までにおいて地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの
	(4)	平成五年度補正予算債	
	(5)	平成六年度補正予算債	
	(6)	平成七年度補正予算債	
	(7)	平成八年度補正予算債	
	(8)	平成九年度補正予算債	
	(9)	平成十年度補正予算債	
	(1)	平成十一年度補正予算債	
		ア　平成十一年度市場公募都市（特別区及び平成十一年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの	
		イ　平成十一年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
	(2)	平成十二年度補正予算債	
		ア　平成十二年度市場公募都市（特別区及び平成十二年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの	
		イ　平成十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
	(3)	平成十三年度補正予算債	
		ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可された平成十三年度市町村七十七・五％分」という。）	
		イ　平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
	(ア)	平成十三年度市場公募都市（特別区及び平成十三年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの	
	(イ)	平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
		ア　一般公共事業（治山事業及び直轄地すべり防止事業を除く。）、治水事業、農業農村整備事業（農道整備事業に限る。）、林道事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業を除く。）に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村七十六・〇％分」という。）	
		イ　一般公共事業（治山事業及び直轄地すべり防止事業を除く。）、治水事業、農業農村整備事業（農道整備事業に限る。）、林道事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業を除く。）に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村七十六・〇％分」という。）	
	(ア)	平成十三年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)	平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
		ア　一般公共事業（港湾事業、海岸事業（侵食対策事業に限る。）、農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、災害関連（一般分）事業、災害関連（湛水防除）事業、災害関連（各種災害対策）事業（激甚災害関連（災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急治山等事業に限る。）、治山事業（直轄地すべり防止事業に限る。）、災害関連緊急事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業に限る。）に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村六十六・〇％分」という。）	
		イ　一般公共事業（港湾事業、海岸事業（侵食対策事業に限る。）、農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、災害関連（一般分）事業、災害関連（湛水防除）事業、災害関連（各種災害対策）事業（激甚災害関連（災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急治山等事業に限る。）、治山事業（直轄地すべり防止事業に限る。）、災害関連緊急事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業に限る。）に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村六十六・〇％分」という。）	
	(ア)	平成十三年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)	平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
		ア　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村六十二・五％分」という。）	
		イ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村六十二・五％分」という。）	
	(ア)	平成十三年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)	平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
		ア　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村五十・〇％分」という。）	
		イ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度市町村五十・〇％分」という。）	
	(ア)	平成十三年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)	平成十三年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
	(4)	義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村六十・〇％分」という。）	
		ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村六十・〇％分」という。）	
	(ア)	平成十四年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)	平成十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
		ア　イに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村五十・〇％分」という。）	
		イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村五十・〇％分」という。）	
	(ア)	平成十四年度市場公募都市に係るもの	
	(イ)	平成十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	
	(5)	平成十六年度補正予算債	
		ア　一般公共事業（災害関連（各種災害関連現年分）事業（新潟県中越地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村九十五・〇％分」という。）	
		イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村六十・〇％分」という。）	
		ウ　アからエまでに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度市町村五十・〇％分」という。）	